

東京外国語大学大学院総合国際学研究所 ティーチング・アシスタント取扱要項

〔平成25年 3月14日〕
大学院総合国際学研究所規則第1号

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）大学院総合国際学研究所大学院経費（補助金等経費を除く。）におけるティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要項によるTAは、本学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供や、本学の学部又は大学院の教育におけるきめ細かい指導の実現等を図ることを目的とする。

（資格）

第3条 TAとして任用できる者は、本学大学院に在学する優秀な学生とする。

（業務内容）

第4条 TAは、大学院博士前期課程又は大学院博士後期課程において授業を担当する教員（以下「担当教員」という。）の指導を受け、学部又は大学院博士前期課程の学生に対し、チュータリング、実験、実習、演習等の授業に係る教育補助業務を行う。ただし、大学院博士前期課程の学生であるTAにあっては、学部学生に対する教育補助業務に限るものとする。

（就業規則の適用）

第5条 この要項及び附属する諸規則に定めのない事項については、国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第68号）の定めるところによる。

（雇用計画）

第6条 担当教員は、第4条のTAの業務が必要な場合は、別紙様式の雇用計画書を作成し、授業科目等を明示して大学院総合国際学研究所長（以下「研究所長」という。）に提出するものとする。

2 研究所長は、提出のあった教育補助業務の内容が当該研究所の教育上適当であるか否かを審査し、適当であると認めるときは、教育補助業務を行わせる授業科目等を決定の上、申請者にその旨通知する。

(採用)

第7条 TAの採用は、担当教員が面接により選考した学生について、大学院総合国際学
研究科企画運営会議の議に基づき学長が任命する。

2 TAの任用期間は、任期を限って行うものとし、その終期は採用日の属する会計年度
を超えることができないものとする。

3 TAを採用するに当たり担当教員は、当該大学院学生が日本学術振興会特別研究員
(DC)、リサーチ・アシスタント等、別の業務に従事している場合には、その業務に
支障が生じないように配慮することとし、また、当該大学院生の授業・研究指導に支障が
生じないように配慮し、勤務形態明確化、勤務時間の適正管理に留意しなければならない。

4 TAが、退学、転学、留学、休学又は停学となったときは、その任用は終了したもの
とし、速やかに離職させるものとする。

(従事時間)

第8条 TAの従事時間は、原則として週20時間未満とする。

(給与)

第9条 TAの給与は、国立大学法人東京外国語大学非常勤職員給与規程（平成16年規
則第69号）の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関する必要な事項は、別に定
める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。